

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った体罰について、令和6年（2024年）8月1日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（女性・45歳）・戒告

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（61歳）・嚴重注意

2 処分事由等

昼休み中、生徒同士が話をしていたことに対して注意をし、前かがみの姿勢で話をしていた生徒の上着のフードを引っばった。

生徒が逃げようとしたが、当該教諭が手を放さず、生徒の首が圧迫され生徒に肉体的な苦痛を与えた。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」

・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」